

国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応

岩崎, 勇

九州大学大学院経済学研究院 : 教授 : 財務会計 税務会計 監査論 コーポレート・ガバナンス

<https://doi.org/10.15017/15776>

出版情報 : 経済学研究. 76 (2/3), pp.67-87, 2009-10-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :



国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応

岩 崎 勇

Ⅰ はじめに

我が国の会計を取り巻く国際的な動向は、めまぐるしく変化している。周知のとおり、欧州連合(以下、EUという)においては、2005年1月からEU域内の上場企業(約7,000社)に対して、国際会計基準審議会(以下、IASBという)が設定した国際財務報告基準¹⁾(以下、IFRS²⁾という)に基づいて連結財務諸表を作成・公表することを強制している。

また、米国においては、従来の米国基準を堅持するというアプローチから、これを変更して、IFRSを強制適用する方向性が高まっている。すなわち、証券取引委員会(以下、SECという)は、2007年8月に米国(国内)上場企業に対してIFRSにより作成した財務諸表を認めるか否かの検討を含む、コンセプト・リリースを公表すると共に、同年11月には外国企業に対してIFRSに基づいて作成された連結財務諸表を米国基準への調整表なしに米国市場で受け入れることを決定しており、また、2008年11月には、2010年から米国上場企業の連結財務諸表についてIFRSを早期に任意適用し、さらに2014年以降においてIFRSを段階的に強制適用するか否かの決定を2011年に行うといういわゆる「ロードマップ(工程表)案」を公表している。なお、2008年12月に欧州委員会(以下、ECという)の同等性評価によって、米国基準はIFRSと同等であると評価され、米国基準とIFRSとの相互承認がなされている³⁾。

他方、我が国においては、2005年3月に我が国の企業会計基準委員会(以下、ASBJという)の作成

1) EUで採用されているIFRSは、正確には完全版IFRSの一部をカーブアウト(適用除外)したEU版IFRSである。なお、以下でもEUに関してIFRSという場合は、EU版IFRSのことをいう。また、EUの2002年のIAS規則(EU [2002])では、IFRSの義務付けはEU域内の上場会社の連結財務諸表のみであり、それ以外のものには、義務付けられていない。
[EU域内企業へのIFRSの義務付け](著者作成)

摘 要	上場企業	非上場企業
連結財務諸表	義務付け	非義務付け
個別財務諸表	非義務付け	非義務付け

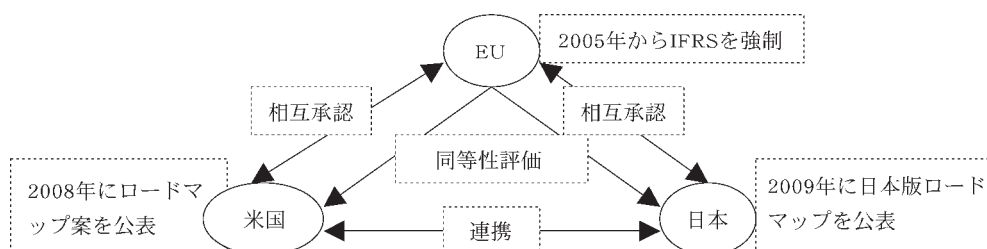
2) IASBが世界的に承認され、遵守されることを目的として開発する会計基準を(狭義の)IFRSといい、その解釈指針をIFRIC解釈指針という。そして、その前身であるIASCが設定したIASとその解釈指針であるSIC解釈指針の4つを総称して、(広義の)IFRSないしIFRSsという。なお、以下では、この広義のIFRSを単にIFRSと呼ぶこととする。

[IFRSs](著者作成)

設定主体	IASC	IASB	} (広義) IFRS 又はIFRSs
会計基準	IAS	IFRS	
解釈指針	SICI	IFRICI	

3) なお、米国が承認しているのは、厳密には完全版IFRSであり、EU版IFRSではない。

〔IFRSを取巻く国際的動向〕（著者作成）



する会計基準（以下、日本基準という）とIASBの作成するIFRSとの間で会計基準のコンバージェンスを推進するための共同プロジェクトが開始された。そして2007年8月には、このコンバージェンスをさらに加速するためのいわゆる「東京合意」がなされ、同年12月には、これを踏まえた「プロジェクト計画表」が公表された（ASBJ〔2007〕1頁）。また、2009年9月にそれが再改訂され、これに沿った作業が現在進行中である。そして、2008年12月に、ECは、その同等性評価において、日本基準がIFRSと同等であると最終決定し、EUにおいて引き続き日本基準の使用を認めている（相互承認している）。さらに、我が国においても2009年6月に、米国の動向に対応して、米国のいわゆるロードマップ案と同様の中間報告すなわちIFRSを2010年3月期から早期の任意適用を許容し、その後2015年頃から強制適用するか否かについて2012年に最終決定を行なうという中間報告が企業会計審議会（Business Accounting Deliberations Council：以下、BADCと略称する）からなされている。

このような状況の下において、本稿では、文献研究に基づいて、まず第Ⅱ章第1節で、会計基準のコンバージェンス及びアドプシヨンの意義を明確化すると共に、EU及び米国のIFRSを巡る会計戦略を分析し、そして第2節で、このような国際的な動向に対する我が国の対応とその場合のメリットと課題について検討することを目的としている。また、本稿のユニークさは、各国の会計基準の統合化を会計戦略の観点から分析していること及び我が国がIFRSをアドプションしたと仮定した場合のメリットと課題を会計基準の統一化に伴うそれと、現行のIFRSの特質からのそれとに分けて分析⁴⁾している点である。

Ⅱ IFRSを取巻く国際的動向と日本の対応

1 IFRSを取巻く国際的動向

（1）会計基準のコンバージェンス及びアドプシヨンの意義

ここでは、以下の議論の前提として、会計基準のコンバージェンスとアドプシヨンの意義を明確にすることとする。

世界的な会計基準の国際化・統一化の急速な進展という状況の下において、我が国の会計戦略とし

4）この考え方は、坂井映子氏の質問をヒントにしている。

ては、大きくIFRSの採用の方向に傾きつつあるが、現時点では未だアドプション・アプローチ (adoption approach：採用アプローチ)ではなく、自国基準を基本とし、それを国際的な基準とコンバージェンスしながら、(外国企業等の)一定企業にIFRSの採用を認めるというコンバージェンス・アプローチ (convergence approach：収^{しゅうれん}斂アプローチ)を採用している。この場合、アドプション・アプローチの意味には、①自国基準を廃止し、完全にIFRSを受け入れる完全採用アプローチ (full adoption approach)、②自国基準を廃止し、IFRSの一部を適用除外 (カーヴ・アウト) し、大部分のものを受け入れたり、又はIFRSをベースに自国基準を設定するという不完全採用アプローチ (partial adoption approach)、③自国基準を維持しながら、一定又は全ての企業についてIFRSの採用を認める (承認する) 2重基準採用アプローチ (dual adoption approach) などがある。そして、本稿では、アドプション・アプローチを特に限定しない限り、上記①の意味で使用している。他方、コンバージェンス・アプローチ⁵⁾の意味としては、①最終的に会計基準を一つのものにしていくもの (最終統一化) と、②両当事者が相互に受け入れられる程度まで会計基準を統合していくもの (相互承認) とがあり (齊藤 (静) [2006]73頁)、ASBJの2004年の中期運用方針以降、米国と同様に、②の立場を採用してきたが、2009年6月から、さらに日本国内の一定の上場企業についてもIFRSの採用を認めるというように、IFRSの任意適用の範囲を拡大してきている。

〔国際的な会計基準の調和化・統一化のアプローチ〕 (著者作成)

摘 要	種 類	アプローチ
国際的な会計基準 の調和化・統一化 のアプローチ	(1) アドプション・ アプローチ	① 完全採用アプローチ
		② 不完全採用アプローチ
		③ 2重基準採用アプローチ など
	(2) コンバージェン ス・アプローチ	① 最終統一収斂アプローチ ② 相互承認収斂アプローチ

(2) IFRSを巡る最近の国際的動向の略年表

次にここでは、以下の議論に資するために、日米欧を中心とする会計基準のコンバージェンスやアドプションに関連する主な出来事を略年表という形で示しておくこととする。

5) なお、コンバージェンス・アプローチにも、⑦国内外のすべての企業に自国基準を強制するもの、⑧国内企業については自国基準を強制し、外国企業についてはIFRSを認める (承認する) もの (外国企業容認型2重コンバージェンス・アプローチ：☞米国の2008年3月以降のもの)、⑨外国企業及び国内企業のうちEUや米国などの海外市場に上場しているなどの一定の企業のみIFRSを認めるというアプローチ (外国企業及び限定国内企業容認型2重コンバージェンス・アプローチ：☞日本案で、強制適用前もの) 及び⑩国内・外国企業について自国基準の他にIFRSの使用も認める (承認する) もの (全企業容認型2重コンバージェンス・アプローチ) などが考えられる。

また、2重採用アプローチに見られるように、アドプション・アプローチとコンバージェンス・アプローチとは必ずしも排他的なものとはならないことに注意が必要である。

〔国際的な会計基準のコンバージェンス・アドプション関連の略年表〕（著者作成）

（注）（国）：国際、（日）：日本、（米）：米国、（欧）：欧州、（他）：その他

年	月	内 容
1973	6	（国）・世界10カ国の会計士団体が、国際的な会計基準の開発を目指して国際会計基準委員会（以下、IASCという）を設立
1987	6	（国）・証券監督者国際機構（以下、IOSCOという）がIASCの諮問グループへ参加
1993	11	（国）・比較可能性改善プロジェクトの完成
1995	7	（国）・IASCとIOSCOのコアスタンダード作成についての合意
2000	3	（国）・IASCによるコアスタンダードの完成（IAS第40号「投資不動産」の承認をもって作業の完了）
	5	（国）・IOSCOが国際会計基準（以下、IASという）についての支持を表明
2001	4	（国）・IASCを機構改革し、IASBや国際会計基準委員会財団（以下、IASCFという）を設置
	7	（日）・ASBJ設立
	8	（米）・エンロン事件（『米国会計への不信感』『米国の地位の後退？』）
2002	7	（欧）・ECによるIAS規則の公布（EUは2005年からIFRSの採用を決定） （米）・SOX法（米国連邦法「証券法に基づいて作成公開される財務諸表の精度と信頼性を改善することにより、投資家を保護することを目的とした法律」）成立
	9	（米）・ノーワーク合意：IASBとFASBが会計基準のコンバージェンスをしていくことに合意（『コンバージェンス・プロジェクトの開始』）
2003	7	（欧）・EUは目論見書指令（Prospectus Directive）を採択（発行開示を規制）
	10	（欧）・ECによる（金融商品会計基準を除く）IFRSの承認
2004	6	（欧）・目論見書指令に基づき当初2005年末までに日・米・加の会計基準についての同等性評価を完了することを予定（後に延期）
	12	（欧）・EUは透明性指令を採択（上場企業の定期継続開示に関するもの）
2005	1	（欧）・ECはEU域内の上場企業の連結財務諸表をIFRSに基づき作成・開示することを強制（『これによりIFRSは単なる理念上の基準ではなく、実際上の基準となった』） ・また、EU域外企業についても同等性評価を行い、2007年1月（なお、2006年12月に2009年1月に変更）からIFRS又はこれと同等の基準を適用することを要請することを表明 （日）・ASBJとIASBがコンバージェンス・プログラムを開始 （他）・オーストラリア・ニュージーランドのIFRS採用
	3	（日）・ASBJとIASBが日本基準とIFRSとのコンバージェンスに向けた共同プロジェクト（コンバージェンス・プロジェクト）を立ち上げ（『当初はフェーズド・アプローチ：差異について調整しやすいものから調整するというアプローチ。自国基準の開発とコンバージェンスへの寄与』） （日）・（これ以降毎年）年2回のIASBとASBJとの共同会議
	4	（米）・SEC委員長とEU委員によりIFRSに基づく財務諸表について米国基準への調整表を2009年に撤廃について協議
	5	（米）・SECがロードマップ（2009年までに外国企業に対してIFRSに基づく財務諸表については米国国内で調整表（reconciliation）なしに受け入れるように差異を解消するなどを目的とした工程表）を公表
	7	（欧）・欧州証券規制当局委員会（以下、CESRという）が、日本基準について同等性評価に関する技術的助言（technical advice）を公表し、26項目の重要な差異について補正措置（remedies）についての提案 （欧）・米国・カナダの会計基準について同等性評価の技術的助言（米：19項目、加：14項目）を行う
2006	1	（日）・「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取り組みについて」を公表
	2	（米）・IASBとFASBはコンバージェンスに関する覚書：MOU「IFRSと米国会計基準の間のコンバージェンスに関するロード・マップー2006-2008」（第二次ノーワーク合意的性格のもの）を公表 （他）・中国がIFRSとはほぼ整合的な新会計基準を公表
	5	（日）・（これ以降毎年）年2回のASBJとFASBとの定期協議（長期的課題に貢献）

	7	(日)・企業会計審議会が意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」を公表
	10	(日)・ASBJがコンバージェンス・同等性評価を視野に入れたプロジェクト計画表(工程表)を公表(『全体像アプローチへ転換:差異の解消が難しい項目についても早期に研究等を行うというアプローチ])
	11	(欧)・同等性評価に関しての日-ECのモニタリング会合開始
	12	(欧)・同等性評価の2年延長を決定
2007	8	(米)・SECが米国国内企業についてIFRSに基づいて作成した財務諸表を認めるか否かの検討を含むコンセプト・リリースを公表 (日)・東京合意(「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」)で目標期日を合意(日本基準とIFRSとの間の重要な差異(2005年7月のCESRの同等性評価に関連するもの)について2008年末までに解消し、残りの差異については2011年6月末までに解消することを目指す)
	12	(米)・SECが外国企業についてIASBによる英語版IFRSに基づく財務諸表を数値調整表なしに米国国内で受け入れることを認める最終規則を公表(2008年3月施行) (日)・ASBJ 新たなプロジェクト計画表(工程表)の公表 (欧)・CESRの同等性評価に関する助言案の公表 ・CESRの同等性評価に関する方針を従来のsnap-shot approach(一時点での基準間の差異に着目するアプローチ)からholistic approach(コンバージェンスに向けた作業の進捗状況及び今後の作業計画を全体として同等か否かを評価するアプローチ)へ転換
2008	3	(欧)・CESRの助言—ASBJプロジェクト計画表に沿った基準開発を前提に我が国基準の同等性の認定
	6	(欧)・EC等へEU目論見書指令規則等の修正案を提示
	9	(米)・FASBとIASBが改訂MOUを公表 (日)・改訂プロジェクト計画表の公表 (米)・リーマン・ブラザーズの破綻(『米国の金融制度に対する不信(米国金融資本主義の崩壊・米国の地位の後退)』『世界の大金融不況へ])
	10	(日)・企業会計審議会企画調整部会によるIFRSの採否に関する議論の開始
	11	(米)・SECが米国企業に対するIFRSの任意適用・強制適用に関するロードマップ案を(8月に議決)公表(2011年に判断)
	12	(日)・ASBJが短期のコンバージェンスを完了 (欧)・ECは、日米の会計基準をIFRSと同等と評価(日欧間・米欧間で相互承認へ)
2009	1	(欧)・EU域外上場企業に対して、IFRS又はこれと同等な会計基準のみ容認 (国)・日米欧当局及びIOSCOから成るIASCFによるモニタリング・ボード(監視機関:MB)の設置(承認)
	2	(日)・企業会計審議会企画調整部会がIFRSの任意適用・強制適用に関する中間報告(案)を公表
	6	(日)・企業会計審議会がIFRSの任意適用・強制適用に関する中間報告を公表
2010	1	(他)・ブラジル(2007年7月決定)のIFRSの採用(予定)
2011	1	(他)・カナダ(2006年7月決定)のIFRS採用(予定)、韓国(2007年3月)の韓国語版IFRSの採用(予定)
	4	(他)・インド(2007年7月決定)のIFRS採用(予定)
	6	(国)・MOUプロジェクトの完成を目指す(除く、金融商品プロジェクト:予定)
		(米)・IFRSを導入するか否かの判断(予定)
2012		(日)・IFRSを導入するか否かの判断(予定)

このように、国際的に見て最近IFRSの採用又はIFRSとのコンバージェンスの動きが加速している状況が理解できる。

(3) EUの会計戦略の動向

上述のことを前提として、ここでは、EUの国際的な会計戦略を検討することとする。

EUは、その国際的な会計戦略として、従来においては、EU域内において会計に関するEU会社法指令を各加盟国で国内法化して適用するという会社法指令アプローチを採用していたが、21世紀に入ってから、2005年1月からIFRSの適用という目標期日を設定して一気に制度転換を行なうビッグ・バン・アプローチに基づきEU域内の上場企業の連結財務諸表に関しては、IFRSの強制適用というアドプション・アプローチへと転換した⁶⁾。そこでの戦略は、EU企業がIFRSに基づき作成した連結財務諸表を米国市場で調整表なしに受け入れてもらうこと（斉藤（静）[2009] 19頁）（IFRSの米国市場無調整受入戦略）と、米国基準ではなく、EUがリーダーシップをとって設定したIFRSを全世界へ普及させようとする（同上、19頁）（EU基準国際化戦略）であり、これは、通貨に喩えれば、恰も世界の基軸通貨である米国のドルに対して新たなEUのユーロの導入とその普及のような関係にある。このために2005年1月からEU域内の上場企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を義務付けた。

そして、EUは、このIFRSの採用実績すなわち「IFRSのビッグユーザー」（辻山 [2009] 24頁）としての地位を背景として、上記二つの戦略を遂行するために、それ以降IASBに対する影響力をさらに高めるとともに、EU域外の国々に対してIFRSの受入れを（間接的に）推奨し、その手段として同等性評価（同等性評価戦略）を採用・利用している（辻山 [2009] 18頁）。すなわち、EU域外の上場外国企業に対して、2007年1月からIFRS又はこれと同等の会計基準を適用して連結財務諸表を作成することを要請し、IFRS以外の会計基準については同等性評価を行うこととした。そして、2005年7月に欧州証券規制当局委員会（以下、CESRという）が、日本基準について同等性評価に関する技術的助言を公表し、26項目について補正措置についての提案をするとともに、米国とカナダの会計基準についても同様の同等性評価に関する技術的助言を行った。なお、当時米国が2009年に米国基準への調整表の撤廃を決定しているなどの日米等でコンバージェンス・プロジェクトが進展しているという状況を踏まえて、2006年12月に同等性評価の最終評価時点を2009年1月へと延期した。そして、EU企業がIFRSに従って作成する連結財務諸表を米国市場で調整表なしに受け入れてもらうというEUの当初目標であるIFRSの米国市場無調整受入戦略は、2007年11月にSECによって認められ、成功した。そして、これと引き換えに2008年12月にECは、日米の会計基準をIFRSと同等であるという最終決定をし、米国や日本の会計基準との相互承認がなされている⁷⁾。

このようにEUの国際的な会計戦略は、IFRSを世界に先駆けて採用することを後ろ盾として、同等性

〔EUの会計戦略〕（著者作成）

摘 要	内 容
(1)従来	会社法指令アプローチ
(2)現在	・ アドプション・アプローチ ・ IFRSの採用実績を背景として、それ以降IASBに対する影響力を高めるとともに、EU域外の国々に対してIFRSの受入れを推奨し、その手段として同等性評価を利用

6) なお、IFRSが適用されない非上場会社や個別財務諸表については、引き続き会社法指令アプローチが採用されている。

7) ただし、米国が認めているのは、あくまでも完全版IFRSであり、EU版IFRSではない。

評価戦略を活用したアドプション・アプローチにより米国市場でEU企業がIFRSに従って作成する連結財務諸表を調整表なしに受け入れてもらうこと（IFRSの米国市場無調整受入戦略）やIFRSの設定等においてEUがリーダーシップを発揮してIFRSを作成し、その（実質EU）基準を世界基準としようとするもの（EU基準国際化戦略）であり、前者については既にその目標がほぼ達成されているので、現在は特に後者の方に力が注がれている。そして、これが日米を始めとする全世界に大きな影響を及ぼしている⁸⁾。

（4）米国の会計戦略の動向

次にここでは、前述のEUと比較した場合の米国の世界的な会計戦略について検討することとする。

米国は、国際的な会計戦略として、従来米国基準こそが世界で最も高品質なものなので、例えば、日本で米国基準容認アプローチ⁹⁾が採られているように、米国基準を実質的な世界のグローバル・スタンダードにしようという戦略（米国基準国際化戦略）に基づくシングル・スタンダードによる米国基準アプローチを採用していた。すなわち、2002年までSECは、米国市場において、国内上場企業をはじめとして外国企業に対しても米国基準の採用を強制し、もし各国基準による場合には、米国基準への調整表の作成・開示を求めていた。

その後、SECは、シングル・スタンダードによる米国基準アプローチからダブル・スタンダードによるコンバージェンス・アプローチへと転換し、国内上場企業に対しては米国基準を強制するとともに、外国上場企業についてはIFRSを認めるという制度へ転換するようにする努力を開始した。すなわち、このアプローチを実現するために、会計基準のコンバージェンスに関して、2002年にノーウォーク合意によりFASBとIASBが会計基準のコンバージェンスをしていくことに合意し、これから本格的なコンバージェンスへの活動が開始された。そして、EUにおいて2005年1月からEU域内の上場企業の連結財務諸表についてIFRSに基づき作成・開示することを強制するとともに、EU域外の米国企業等に対しても、同等性評価戦略に基づき米国基準等の同等性評価を行うこととしたので、SECは同年5月にこれに対応するなどのためにロードマップ¹⁰⁾を公表した。このような状況の下で、同年7月のEUのCESRからの19項目についての補正措置の提案がなされた。この提案を受けて、2006年2月にIASBとFASBは第二次ノーウォーク合意的性格を有するコンバージェンスの作業計画に関する覚書：MOU¹¹⁾を公表し、コンバージェンスを加速させていった。そして、前述2005年のロードマップが順調に実行された結果、2007年11月にSECは外国企業に対して、IASBによる完全版IFRSに基づく連結財務諸表を調整表なしに米国市場で受け入れることを決定し、2008年3月から実施した。と同時に同年

8) なお、「米国が自国基準をIFRSに置き換えるとしたら、IASBはさらに米国の支配下に組み込まれ、欧州は主体性を失う結果となる。米国基準を使わずに会計基準の世界統合を目指した運動も、欧州にとっては失敗に終わる可能性がある」（斉藤（静）[2009] 19頁）。

9) これは、日本国内において米国基準で連結財務諸表を作成・開示することを認めるというアプローチのことである。

10) これは、2009年までに外国企業に対してIFRSに基づく財務諸表については米国国内で調整表なしに受け入れるように差異を解消するための工程表のことである。

11) これは、Memorandum of Understandingすなわち共通理解に関する覚書のことである。

12月には、ECは米国基準をIFRSと同等であると評価し、EU域内で採用することを認めた。これらにより当初目標であるダブル・スタンダードによるコンバージェンス・アプローチの目的が達成された。

さらに、現在SECは、次の段階としてコンバージェンス・アプローチからアドプション・アプローチへの転換を視野に入れた行動を既に開始している。すなわち、SECは2007年8月に米国国内上場企業についてIFRSに基づいて作成した財務諸表を認めるか否かの検討を含むコンセプト・リリースを公表し、これに対して、FASBが賛成の立場を明確にしておき、そして同年12月には、SECが二つの円卓討論会（SEC [2007a], SEC [2007b]）を開催し、米国国内企業に対してのIFRSの適用について、①それが許容されるか否か、及び②IFRSへの移行へのメカニズムに関する討論を行うなどアドプション・アプローチの採用の可能性についての検討を行うとともに（杉本 [2008] 44頁）、これらを基礎として2008年11月には、2010年初以降について提出される米国国内上場企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を容認すると共に、2014年以降においてIFRSを段階的に強制適用するというフェーズド・アプローチに基づいてアドプションするか否かの決定を2011年に行うといういわゆる「ロードマップ案」¹²⁾を公表している。なお、ここでは、IFRSそのものの高品質性及びIASCFのガバナンスや資金調達状況などを評価して最終決定することとしている。

このように、現在の米国の会計戦略は、当面はコンバージェンス・アプローチを採用し、U.S.GAAPとIFRSとの選択論を採用するものの、その延長線上に近い将来IFRSの強制適用という採用論であるアドプション・アプローチへ転換する可能性を示唆するような段階に至っている（杉本 [2009] 71頁）。すなわち、従来の米国基準をグローバル・スタンダードとするという戦略（米国基準国際化戦略）に

〔米国の会計戦略〕（著者作成）

摘 要	内 容
(1)従来	（シングル・スタンダードによる）自国基準アプローチ
(2)現在	（ダブル・スタンダードによる）コンバージェンス・アプローチ
(3)将来	アドプション・アプローチ？

12) ロードマップ案では、主に次のような提案（概要）がなされている。

摘 要	内 容
(1)早期の任意適用	① 特定の米国上場企業に、2010年に提出される財務報告に関するIFRS使用の選択権の付与 ② 条件（次のいずれか） A. 適用時においてIFRS1号の規定に従い、IFRSへの変更の影響（1年分）を開示 B. 米国基準に従った財務報告（非監査）を毎年3年分記載
(2)強制適用	① 2014年からの段階的適用を念頭に、米国上場企業に対するIFRSの使用を義務付けるか否かを2011年に決定 ・2014年～ 大規模早期提出会社（株式時価総額7億ドル以上） ・2015年～ 早期提出会社（株式時価総額7,500万ドル以上） ・2016年～ その他の公開企業 ② 要件（マイルストーン） ・IFRSの基準内容（品質）の改善、投資家や会計士等の教育・訓練、IASCFのガバナンス・資金調達など

（出所）SEC [2008]、企業会計審議会 [2009a] 中間報告案の配布資料より作成

代えて、EUに代わって、米国がリーダーシップを発揮して設定した実質米国基準にIFRSという国際基準のラベルを貼った会計基準をグローバル・スタンダードとする戦略すなわち「米国基準に国際基準のラベルを貼って世界に使わせる」（斉藤（静）[2009] 19頁）戦略（国際基準ブランド戦略）への転換の可能性を示している。今後、米国がどちらの会計戦略を最終的に採用するかは、現時点では不明であり、その動向を注意深く観察する必要がある。

（5）小括

以上のように、IFRSを巡る最近の国際的動向は、IFRSの採用を後ろ盾とするEUによるIFRSの米国市場無調整受入戦略やEU基準国際化戦略とこれに対抗する米国の米国基準国際化戦略ないし国際基準ブランド戦略との協調と競争であり、大きな流れとしては、米国についてもアドプション・アプローチの採用に収斂しつつある。このことは、我が国の会計戦略にも大きな転換を迫る緊急かつ重要な問題となっている。

2 我が国における国際的動向への対応

（1）我が国の会計戦略と国際的動向への対応

前述のようなIFRSを巡る欧米を中心とした国際的な動向を前提として、ここでは、我が国のIFRSへの対応について見ていくこととする。

従来我が国においては、EU諸国との間では相互承認アプローチが取られ、他方、米国との間では米国基準容認アプローチにより、日本国内において米国基準で連結財務諸表を作成・開示することを認めてきた。

しかし、EUにおいて、2005年1月からEU域内の上場企業の連結財務諸表についてIFRSに基づき作成・開示することを強制するとともに、同等性評価戦略に基づき日本基準等についても同等性評価を行うこととした。これに対応するなどのために、ASBJはコンバージェンス・アプローチに基づき同年3月においてASBJとIASBとの間で、両者の会計基準を高品質な会計基準へのコンバージェンスしていくことを最終目標として、それ以降年2回の共同プロジェクトにより会計基準のコンバージェンスを進めてきている。また、同年7月にCESRから同等性評価に関する技術的助言が公表され、26項目について補正措置を取るよう提案がなされたので、これに対応するために、それ以降会計基準のコンバージェンスをさらに加速させた。と同時に米国のFASBとの関係では、同年5月以降、年2回のFASBとの定期協議により、現在の懸案事項や中長期の課題（MOU（IASB [2006] 1-4頁））項目などについて意見交換やコメントの送付などにより、コンバージェンスへの貢献をしようとしてきている。さらに、ASBJは、2007年6月に公表した中期運営方針に基づき、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みをさらに推進し、同年8月に公表したいわゆる「東京合意」¹³⁾を踏まえ、同年12月に「プロジェクト計画表」を承認し、そして2008年9月のIASBとFASBとの間の覚書（MOU）の見直しに対応して改訂プロジェクト計画表¹⁴⁾を公表した。

この計画表は、国内外の関係者に対してASBJの会計基準のコンバージェンスに対する取組状況を

示すことを目的とし、東京合意の内容に基づき、プロジェクト項目を、従来、1. 短期、2. 中期、3. 中長期の三つに区分していたが、改訂版では、これに「4. IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目（中長期）」を加えている。なお、このプロジェクト計画表の中に達成時期を明記することによって、ASBJのIFRS開発への参画を強化する狙いを示している。このうち、1のCESRの同等性評価に関連する重要な項目（短期項目）については、2008年度末までに基本的にはIFRSの方へ合わせる形で対応した結果、既に同等性評価においてECから日本基準はIFRSと同等であるという評価を得て、日欧の会計基準の相互承認がなされている。また、2のIFRSと日本基準の差異に関連する残りの項目（中期項目）（3、4の部分を除く）については、2011年6月末に目標期日を設定し、現在対応中である。さらに、会計の本質に関連する難問項目である3のMOUに関する項目（中長期項目）については、IASBとASBJとの共同会議やFASBとASBJとの定期協議の他、検討の段階からASBJがその項目の重要な論点を実践的に議論し、積極的に参画していくために、ディレクターを中心とした作業グループの設置やこれらの項目に関する専門委員会を設置することにより、これらの基準が設定されたときに、日本もそれと同様の基準を作成・適用しようとしている（逆瀬他 [2008]

13) これは、会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意のことであり、国際的な会計基準設定に日本がより大きな貢献をするために、協力を強化するものである（BADC [2009a] 2頁）。

14) ASBJのプロジェクト計画表

ASBJ プロジェクト計画表

ASBJ プロジェクト計画表

2008年

2009年

2010年

備考

1. EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）

企業結合（ステップ1）^{※1}

棚卸資産（後入先出法）

固定資産（減損）

無形資産（仕掛研究開発）

退職給付（割引率）

投資不動産

IASBとFASBの動向を踏まえて対応^{※2}

自社開発については、IASBとFASBの動向を踏まえて対応^{※2}

2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）

企業結合（ステップ2）

（フェーズ2関連^{※3}）

（のれんの償却）

無形資産

過年度過及修正（会計方針の変更等）

廃止事業

企業結合専門委員会が対応

無形資産専門委員会が対応

開示拡充、体系的な会計基準の整備等

過年度過及修正専門委員会が対応

財務諸表表示専門委員会が対応

3. IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目（中長期）

連結の範囲

財務諸表の表示

（包括利益等）

（フェーズB関連^{※3}）

収益認識

負債と資本の区分

金融商品

（現行基準の見直し）

（公正価値測定）

退職給付

リース

特別目的会社専門委員会が対応

IASBのEDIは2008年第4四半期に公表予定

財務諸表表示専門委員会が対応

IASB/FASBのDPは2008年第3四半期に公表予定

収益認識専門委員会が対応

IASB/FASBのDPは2008年第4四半期に公表予定

負債実務WGが対応（IASBとFASBの動向を踏まえて検討）

FASBのDPIは2007年11月に公表、IASBのDPIは2008年2月に公表

金融商品専門委員会が対応

IASB/FASBのDPは2008年3月に公表

IASBのEDIは2009前半に公表予定

退職給付専門委員会が対応

IASBのDPは2008年3月に公表

リース会計専門委員会が対応

IASB/FASBのDPは2008年第4四半期に公表予定

4. IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目（中長期）

1株当たり利益

引当金

保険

IASB/FASBのEDIは2008年8月に公表

IASBのFinalは2010年に公表予定

保険WGが対応

IASBのEDIは2009後半に公表予定

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

専門委：専門委員会設置 DP：論点整理・検討状況の整理（Discussion Paper） ED：公開草案（Exposure Draft） Final：会計基準適用指針等（最終）

※1 企業結合は、EU同等性評価対応を对象とするステップ1とそれ以外の差異解消を对象とするステップ2に区分してプロジェクトを進める。また、「企業結合（ステップ1）」は、持分グループ法、交換目、貴のれん、少数株主持分、段階取得、外資建てのれんの換算を含む。

※2 IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定。

※3 IASBでのプロジェクトの呼称である。

[出所] http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20080919.pdf

なお、2009年9月に再改訂がなされている。

7 頁)。

さらに現状では、米国のアドプシオン・アプローチへの方向転換の可能性という最新動向を反映して、我が国においても2009年2月に、米国のいわゆるロードマップ案と同様のIFRSの早期における任意適用とその後において適用期日を指定して一挙にアドプシオンするというビッグ・バン・アプローチに基づく強制適用に関する提案「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が企業会計審議会企画調整部会からなされ、同年6月には、これが企業会計審議会から中間報告¹⁵⁾として公表されている。これにより、我が国においては、自国基準を基本とし、それを国際的な基準とコンバージェンスしながら、IFRSの任意適用の範囲を外国企業ばかりでなく、日本国内の一定の上場企業に拡大してIFRSの採用を認めるというようなコンバージェンス・アプローチを採用しているが、将来的には、IFRSの採用という可能性を示している。

以上のように、我が国の会計戦略は、米国がどのような会計戦略を採用するかに依存して大きく変わるであろう（斉藤（静）[2009] 23頁）。すなわち、米国がアドプシオン・アプローチを採用しない場合には、我が国もアドプシオン・アプローチを採らないであろうし、反対に米国がアドプシオン・アプローチを採用する場合には、資本市場の規模¹⁶⁾等からいって、我が国もアドプシオン・アプローチを採用せざるを得ないと思われるが、この場合、後述の課題を考慮すれば、完全採用アプローチではなくて、IFRSの採用を望む企業だけに、その採用を許容し、採用したくない企業は日本基準によると

〔日本の会計戦略〕（著者作成）

摘 要	内 容
(1)従来	・ EUとの相互承認アプローチ ・ 米国基準容認アプローチ
(2)現在	（ダブル・スタンダードによる）コンバージェンス・アプローチ
(3)将来	アドプシオン・アプローチ？

15) 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」では、主に次のような提案（概要）がなされている。

摘 要	内 容
(1)早期の任意適用	① 特定の日本企業に2010年3月31日以後に終了する事業年度の連結財務諸表について任意適用 ・ 国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表（及びその上場子会社の連結財務諸表）等 ② 初年度には我が国会計基準による財務諸表との完全な並行開示を要求し、次年度以降は重要な差異の開示
(2)強制適用	① 上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用するかどうかは、次のような状況を踏まえて2012年頃に判断 ・ IFRSの品質及びIASCFのガバナンスを含めたマイルストーンの進捗 ・ 日本企業によるIFRSの任意適用から得られた経験 ・ 米国を含む他の資本市場でのIFRSの適用状況 ② 決定時点から少なくとも3年間の移行期間を設ける（具体的には、2015年又は16年に適用開始） ③ 個別財務諸表や非上場企業への適用は今後検討

（出所）企業会計審議会 [2009b] 中間報告より作成

16) 米国（約32%）とEU（約25%）で世界の資本市場の過半数を占めることになる（2007年現在）。

いう 2 重基準採用アプローチが望ましい。いずれにせよ IFRS を取巻く国際的な動向に注目し、適時に弾力的に対応していくことが必要であろう。

(2) アドプション・アプローチのメリットと課題

上述の検討から現時点で将来の方向性としてその可能性が高いと考えられるアドプション・アプローチを採用した場合のメリットと課題（懸念事項を含む）を、以下では、1) 会計基準を統一することにより生じるものと、2) 統一基準として IFRS を採用することにより生じるものとに分けて検討していくこととする。なお、アドプション・アプローチにも、前述のように、種々のものがあり、それぞれのケースでメリットと課題は異なってくるが、ここでは、最も典型的な完全採用アプローチを採用し、日本基準は認めず、かつ現行制度では、連単分離等がなされていないので、連単一致ないし連結先行を想定して議論していくこととする。

(イ) IFRS を採用した場合のメリット

まず、ここでは、完全採用アプローチにより IFRS を採用した場合の主なメリットを、1) 会計基準を統一することにより生じるものと、2) 統一基準として IFRS を採用することにより生じるものとに分けて検討することとする。これには、次のようなものがある。

1) 会計基準を統一することにより生じるもの

- ① 適用範囲の観点から、IFRS がグローバルに適用される唯一の世界的な統一基準であること。従って、世界的な会計に関する共通基準として採用することができること
- ② レジエンド問題の観点から、上記①の世界的な統一基準であることと密接に関連するが、IFRS による場合には、各国基準による場合に生じる問題、例えば、ジャパン・レジエンドやジャパン・プレミアムなどのような問題は無くなること（山田 [2009] 29 頁）
- ③ 財務諸表の作成者の観点から、国際的に事業を展開する企業にとっては、海外子会社等の財務諸表を同一の会計基準で作成できるので、作成コストが安くなること（BADC [2009b] 4 頁）
- ④ 財務諸表の監査の観点から、国際的に事業を展開する企業を監査する監査法人にとっては、監査の対象となる海外子会社等の財務諸表が同一の会計基準で作成されるので、監査がし易く、コスト削減に繋がると共に、我が国監査人の国際的な地位の維持・向上に資すること（BADC [2009b] 4 頁）
- ⑤ 財務諸表の利用者の観点から、投資家は、財務諸表が国際的に統一された会計基準で作成されているので、異なる国の財務諸表でも比較し易くなること（比較可能性の向上）（BADC [2009b] 4 頁）
- ⑥ 資金調達の見点から、各国市場への上場等が世界共通の会計基準に基づいて行なうことができるので、世界の複数の資本市場から同時に資金調達を行う場合には、資金調達がし易くなり、また資金調達コストが低減すること（BADC [2009b] 4 頁）
- ⑦ 会計基準の設定の観点から、連単一致を前提として、連単ともに IASB により会計基準が設定され、自国で独自の会計基準を設定する必要が無いので、その分コストと手間がかからないこと（ただし、連単分離や連結先行の場合には、独自の個別の日本基準を作成しなければならないので、この長所はほとんど享受できない）

⑧ 経営管理の観点から、国際的に事業を展開する企業にとっては、海外子会社等の予算管理・業績管理の観点から財務指標の一つとしてIFRSを統一基準として活用することによって、同じ物差しによる経営管理が出来き、経営管理の効率化が行なえること

⑨ 取引所（市場開設者）の観点から、IFRSが採用された場合には、外国企業が日本市場へ上場する場合に、各国基準から日本基準への財務諸表の組み換え作業が不要となるため、外国企業を日本市場へ誘致が容易になること（斉藤（惇）[2009] 37頁）など

2) 統一基準としてIFRSを採用することにより生じるもの：なし

このように、IFRSを採用した場合のメリットは、主にIFRSが唯一の国際的な統一基準であるという正の側面から派生するものであり、例えば、レジェンド問題が発生しないことや、国際的に事業・財務活動を展開する企業や国際的な投資を行う投資家等の観点から財務諸表の作成・監査・利用（分析・資金調達等）の側面でメリットがある、ということが出来る。また、これらはすべて会計基準を世界的に統一化することにより生じるメリットであり、現在のIFRSを採用するから生じるというメリットではない。

(ロ) IFRSを採用した場合の課題（ディメリット・懸念事項を含む）

次に、上述のメリットとは反対に、IFRSを採用した場合の我が国から見た場合の主な課題（ディメリット・懸念事項を含む）を、1) 会計基準を統一することにより生じるものと、2) 統一基準としてIFRSを採用することにより生じるものとに分けて検討することとする。これには、次のようなものがある。

1) 会計基準を統一することにより生じるもの

① 経路依存性の観点から、日本基準がこれまでどのような歴史的な背景を持って発展してきたのかという会計基準の経路依存性を全く無視していること

② 会計基準の選択の観点から、真の投資家の利益を考える場合には、会計基準の選択についても、独占的に誰かが設定するのではなく、複数の会計基準を市場で競争させ、投資家等の利害関係者がこれを選択した方がより優れているといえる。これは、経済活動等の分野で一般的に見られるように、一つの機関・組織が独占的に決定するよりも、市場において競争させ、それを投資家等を選択させる方がより効率的であるということは、既に社会的に実証された事実である。すなわち、「最適な基準統合のレベルを先験的には誰も知ることはできず、シングル・セットの基準を世界が共有するのが望ましいという経験的な証拠を見出すことができない以上、市場の選択を通じて結果的に最適水準のコンバージェンスを達成するほかはない」（斉藤（静）[2009] 19頁）と考えられるが、IFRSへの統一化では、このような投資家の利益にとって最もフェアで効率的な市場プロセスを経た最適水準のコンバージェンスを行うことが不可能になってしまう。しかも、会計基準の質の観点から、IASBにより独占的に会計基準が作成され、適正な会計基準間の競争が無くなるため、必ずしも高品質の会計基準となるとは限らない。例えば、今回の金融危機において欧米間で会計基準の違いがあり、IFRSを米国基準と同様なものに変更できたからこそ、欧州の金融危機の対応が可能であった（斉藤（静）[2009] 18頁）。しかも、IFRSの質が低く、「理論的な合理性に欠けている場合には、その弊害は甚大なものとなる」（辻

山 [2009] 24頁)。

③ 会計基準の設定権限及び発言力の観点から、まず、⑦会計基準設定権限・設定主体に関しては、日本の機関が会計基準の設定主体ではなく、IFRSはIASBという国際的な機関で設定される「外成的基準」であり、日本の状況が必ずしも適切に反映されないこと。すなわち基準設定の考え方が従来の日本的なものとは異なったIASB的な考え方によっており、例えば、日本の企業の経営実態、商慣習、会計実務、税法・会社法との関連等をほとんど想定していないことなど。また、④発言力に関しては、IFRSに日本の企業の経営実態、商慣習、会計理論・実務等を反映させなければならないが、(2009年4月現在で)米・英を中心とした英連邦諸国(含む、オーストラリア、インド、南ア)が14人のメンバーの過半数の8人を占める審議会におけるIFRSの開発において(IASB[2009b] p.2)、日本の意見発信・貢献、国際的なプレゼンスが決して強いものではなく(BADC [2009b] 9頁)、多数決を原理とするIFRSの設定過程では、日本の状況を反映することが極めて困難であること。すなわち、「IFRSの策定過程に強力な影響力を行使しうる欧米とは異なり、日本は将来的には第三者が策定した会計基準のいわば従者(フォロアー)の立場に追いやられることを覚悟しておかなければならない」(辻山 [2009] 24頁)であろう。

④ ローカル・エンドースメント・メカニズムとカーブアウト(一部適用除外)の観点から、上記②③と密接に関連するが、IFRSは、国際的な民間団体で作成されるものであり、それがそのまま我が国の会計基準として採用されるわけではなく、法的な権限を持つ国の規制当局(金融庁)によってそれを我が国の会計基準として承認(エンドース)するという規範性付与の制度的(法的)なメカニズム(ローカル・エンドースメント・メカニズム)が必要となる。そして、我が国の商慣習や公正な会計慣行等から判断して、IFRSが我が国の会計基準として適切な基準ではないと考えられる場合には、その基準をカーブアウトすることが必要であるが、もしカーブアウトした場合には、いわゆるIFRSブランド問題(三井 [2009] 28頁)が生じ、完全版IFRSではなくなるため、財務諸表がIFRSに従って作成されているという表示ができなくなり、米国市場等への受入れがなされないという問題や、そもそもこのようなことにならないように、会計基準の設定時から積極的に意見発信をしていく必要があること。

⑤ 会計制度の完全性の観点から、前述のように、EUの同等性評価において日本基準がIFRSと同等の高品質の基準であるということが既に実証されたように、我が国において完全に整備された会計制度があるのにも拘わらず、不備以外の理由で他の制度に移行するには、周辺制度との調整も含めて、本来必要の無い多くのコストと手間を要すること

⑥ 近隣制度との関連の観点から、会計制度は、経済社会のソフト・インフラの一つであり、それが単独で存在するというよりも、関連する法律などの諸制度と密接に関連し合って存在する。外成的に設定される会計基準を前提とする場合には、それらの調整がより難しくなること

⑦ 開示の観点から、IASCFがIFRS対応のXBRL用データ形式(タクソノミ)に用意した開示項目数は、我が国のそれに比べて著しく少ない状況にあり、かつ日本語対応ともなっていないので、これらを調整していく必要があること(BADC [2009b] 10頁)

⑧ 国際展開しない国内上場企業の観点から、国際的な事業活動や財務活動を展開しない国内上場企業にとっては、ディメリットはあるもののメリットはほとんどないこと

⑨ 中小企業・非上場企業の観点から、(約250万社の株式会社のうち99%超を占める(安藤 [2009] 24頁))中小企業や非上場企業については、連結グループの非上場企業等を除き、投資家による情報利用が極めて限定的であり、むしろ利害調整会計が適合すると考えられる。このような企業に対して投資意思決定への有用性を重視する(情報提供会計である)IFRSを適用することは適切ではないこと(BADC[2009c] 3、5頁)。なお、このような観点から、「英国では、将来的に、上場会社にはIFRS、比較的規模の大きい非上場会社には、現在IASBで検討中のIFRS for Private Entities、その他の小規模企業には現行の小規模企業向け財務報告基準(FRSSE)のような基準というように三段階に分けて適用していくことが検討されている」(日本公認会計士協会 [2008] 13頁)。それゆえ、我が国もこのような方向性を模索することが必要である。

⑩ 個別・連結の関係の観点から、個別財務諸表に関する問題としては、㉞これまでの伝統的な我が国固有の実務慣行・商慣行・会計実務等の問題と㉟配当や課税との問題(後述)があり(西川・新井 [2009] 33頁)、これらに関連して「連結先行」¹⁷⁾を採用するというものの個別(利害調整会計)と連結(情報提供会計)との関係がどこまで明確に区別されるのかについて明らかにされていないこと。また、「単体情報を利用する周辺制度の調整に十分な見通しが見つからないまま、浮き足立って連結基準の変更を進めることがあれば、それは制度間の不調和を増幅させ、間違いなくこの国の市場インフラを退化させることになるであろう」(斎藤(静) [2009] 23頁)。なお、EU加盟国であるドイツやフランスなどでは、個別財務諸表は各国基準で作成し、連結財務諸表はIFRSで作成するという連単分離という状況にあり(西川・新井 [2009] 31頁)、両者は基本理念(ないし目的)の異なる会計基準として並存している。なお、ドイツでは、個別財務諸表にもIFRSの適用が容認されるが、その場合には、ドイツ商法典会計である「HGBを適用した個別財務諸表も作成することが求められている」(高井 [2009] 76頁)。そして、このように連単分離にした場合には、「連単で異なる企業会計の基準を適用する理論的正当性が問われる」(辻山 [2009] 22頁)こととなる。

⑪ 利害調整(会計)の観点から、IFRSは、配当規制や課税所得計算の背後にある価値判断とは異なるものをベースとして、それゆえ配当規制や課税所得計算ということについて全く配慮することなく設定されているので、その結果両者の間に整合性が保てず(弥永 [2009] 64頁)、会社法上の配当可能計算(例えば、投資不動産の時価評価や負債の公正価値評価に伴う評価益の取扱いなど)がますます複雑になり、また、税法との調整¹⁸⁾がますます複雑になること¹⁹⁾。なお、これらの調整が適切になされ

17) 連結先行とは、「連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣習や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方」(BADC [2009b] 3頁)のことである。なお、詳しくは、三井 [2009] 29-30頁を参照されたい。

18) 会計と税務との調整がうまくいかない場合には、確定決算主義を放棄して、米国のように、申告調整主義への移行の可能性も検討の余地がある。

19) このようなことを考えて、中間報告では、少なくとも任意適用時には、IFRSは連結財務諸表のみとし、個別財務諸表には適用しないことが提案されている(BADC [2009b] 13頁)。

ない場合には、連単分離、連結先行²⁰⁾、純資産をベースとした配当規制の見直し²¹⁾、確定決算主義の見直しと申告調整主義への移行ないし個別財務諸表の開示廃止²²⁾などに関する検討が俎上に上ること。また、ドイツ及びフランスでは、「IFRSを課税所得計算のために使用することはできない」(高井[2009] 77頁)。

⑫ 課税強化の観点から、IFRSは時価会計的な色彩が濃いので、税法がIFRSを(一部)採用し、評価益に課税を行うとすれば、課税の強化が起こる可能性があること。すなわち、税法は、元来包括的所得概念に基づく純財産増加説をその根底に持っており、それは時価・発生主義の考え方と共通する考え方をしている。そこで、もし税法が歳入の確保という国庫主義的な考え方(末永[2009] 4-8頁)に基づき時価会計的な色彩が濃いIFRSを一部採用する場合には、課税強化が起こる可能性がある。

⑬ 実施上の観点から、理論的には、統一的なIFRSの設定と共に統一的なIFRSの実施がなされて始めてIFRSに基づく財務諸表の比較可能性が担保されることになるが、現実的には「IFRSを採用したとしても、適用・執行の方法が世界で整合的にならないだろう。」(BADC[2009a] 20頁)というように、会計基準は統一しても、それを適用する実務は各国や地域の政治・経済・慣習などの要因に影響され、財務報告の質に重要な違いが残るという実施上の問題があること

⑭ 会計の政治化の観点から、IASBが特定の利害関係者から独立性を保っていること(IASBの独立性)が当然要求されているが、例えば、今回の金融危機に際して2008年10月にIFRS第7号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の再分類」についてIFRSを米国基準と同様な基準へ変更したことに関して、「世界の基準統一を標榜するIASBが、欧州リーダーの懸念を念頭に、欧州の金融機関が会計基準やその解釈で不利益を受けないようにしたという説明は、危機に当たって欧州の利益に迎合し、ローカルな政治的圧力に屈した印象を否めない。」(斉藤(静)[2009] 20頁)というように、必ずしもIASBの独立性がこれからも保たれるという保証はなく、「策定される基準が特定の国のポリティカルな力関係に左右される場合、…(中略—引用者)…その弊害は甚大なものとなる」(辻山[2009] 24頁)。なお、この対策としては、独立性のあるモニタリング・ボード(MB)の適切な整備運用や規制当局の世界的な組織が一カ国又は一地域の利害を適切に調整できるような仕組を作る必要がある(山田[2009] 30頁)が、これがどこまで有効に機能するかは不明である。

⑮ 会計基準の設定プロセスの観点から、前述の会計の政治化と密接に関連するが、IFRSという基準設定においてデュープロセスを経ることになっているが、既にデュープロセスを経ないで会計基準が設定された事例もあり、このような危険性が将来的にもあること。例えば、2008年10月にIFRS第7号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の再分類」を公表しているが、これは、緊急性を理由としてデュー・プロセスを省略し、公開草案を経ずに成立していること

20) 連結先行のための条件としては、①単体がすぐに追いつくこと及び②その間の差異も最小限のものでなければならないことが挙げられる(斉藤(静)[2009] 23頁)。

21) 例えば、米国のように、財務比率に基づく配当規制への移行などが考えられる(弥永[2009] 65頁)。

22) 個別財務諸表を廃止ないし簡素化する場合には、経営分析を行なう上で、これまで連結財務諸表で表示されなかった製造原価明細等の情報を連結ベースで開示する必要がある(BADC[2009c] 11頁)。また、連結財務諸表を作成していない上場会社も存在するので、単純には個別財務諸表を廃止することはできない。

⑩ 言語の観点から、言語に関しては、次のような、㉗誰が翻訳するのか、④翻訳時期、㉘英語版IFRSか日本語版IFRSかなど多くの問題がある。まず、㉗の誰が翻訳するのかに関しては、これまでの経緯からASBJが行なうこととなるであろう。④のいつ翻訳するのかに関しては、通常、最終の会計基準についての翻訳に関して議論しており、これについても非常に重要であるが、他方、余り議論とはなっていないが、会計基準の設定過程すなわち討議資料や公開草案などが公開された段階での翻訳の問題も重要である。すなわち、討議資料や公開草案の段階でこれらに関するコメントの募集がなされるのが通常であるが、我が国が会計基準の設定段階で積極的に発言していくためには、この段階での日本語訳が多くの人々に周知され、これについて積極的に英語で回答していく必要がある。しかし、これが適時になされるかどうか不明である。㉘の日本語版か否かに関しては、翻訳版はオリジナルと同格ではなく、オリジナルはあくまでも英語版IFRSであるということである。そして、もし翻訳版をオリジナルにする場合には、翻訳を自国基準としなければならないが、この場合注意しなければならないのは、日本語版を日本語版IFRSというのは正確ではなく、これはあくまでも日本基準ということになるということである（西川・新井 [2009] 34頁）。しかも、法体系上、English版をそのまま金融商品取引法に組入れることは非現実的であり、他方、（あくまで英語版での解釈が必要であり、）翻訳版での解釈は許容されないという厳しい現実がある。このように、完全版IFRSは英語版なので、これを短期間に正確に翻訳することは容易ではなく、討議資料、公開草案、（最終）基準²³⁾の公表の各段階ですべて英語であり、短期間で日本の意見を説得力ある形で、英語で発信し、我が国の考え方を取り入れて貰う場合に、かなりの不利な状況におかれ、かつその解釈でもEnglish版を常に参照しなければならないという難しさがああり、譬えて言えば、実質的に全世界の人が各国語ではなく、Englishを使って生活せよということである。

⑪ 教育訓練の観点から、完全版IFRSは英語で、かつ原則主義なので、これを基礎とする場合には、教育・訓練等でこれまで以上のコストと手間がかかること。なお、金融商品取引法で内部統制監査を受ける場合には、IFRSに関する十分な知識を有する人材が不足する場合には、内部統制の重要な欠陥に相当し、適正意見が出ない可能性がある。

⑫ 監査法人の系列化の観点から、世界的に英語版IFRSが普及し、それを監査するとすれば、益々米英系の大手監査法人の力が強くなり、日本の監査法人はその傘下に組み入れられていく可能性が高くなること

⑬ 自国の会計基準設定の観点から、もし個別財務諸表までIFRSにより作成しなければならないとすると、ASBJによる会計基準の開発は下火になるか、IFRSの盲判（ラバースタンプ）化現象²⁴⁾（よく考えずに基準などに賛成すること）が生じる虞があること（弥永 [2009] 65頁）

⑭ 内部統制の観点から、金融商品取引法では、適正な内部統制が整備運用されているか否かに関し

23) 国内での対応のためばかりではなく、国際的なIFRSの設定過程での日本の貢献・意見の発信という観点から、最終基準ばかりでなく、公開草案、討議資料等も、翻訳権限を付与されたASBJから迅速に日本語に翻訳されて、日本語版IFRS等として公表される体制が必要である。

24) 現在既にこの現象がコンバージェンスのみを理由として、例えば、「企業結合に関する会計基準」、「債権の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」等で見られる（弥永 [2009] 67頁）と、警告している。

て内部統制監査を行なうが、この前提として、IFRSが導入された場合、IFRSに関して十分な知識を持つ人材（前述）やIFRSに対応する業務プロセスと業務マニュアルの整備・IT等のシステムの改修・グループの会計・財務報告マニュアルの整備・経営管理体制の再構築（前述）が必要となる（伊藤 [2009] 47-48頁）が、これらが十分でない場合には、財務諸表監査の前提としての内部統制監査において内部統制上の重要な欠陥が指摘され、適正意見がでない可能性があること（古川 [2009] 42頁）

② コストの観点から、移行時に、従来の日本基準との差異を特定し、それを修正・変更しなければならないが、この移行コストに多くのコストと手間がかかること。また、連結先行や連単分離となった場合には、個別は日本基準で、連結はIFRSとなり、2重帳簿を管理するためのコストと手間はかなり負担となること、さらに、移行後に、IASB等の活動を維持するために多額のコストがかかるが、日本も相応の負担を求められることなど。

2) 統一基準としてIFRSを採用することにより生じるもの

① 基本思考の観点から、IASBの基本思考は、BSアプローチなので、貸借対照表面では、経営者の意図というよりも、時価という外形を重視し、可能であれば事業用資産を含む全面時価会計を志向し、損益計算書面では、純利益ではなく、包括利益を重視している。しかし、これらの基本的考え方は、現行の世界的な実務に定着している基本的な考え方と大きく異なっており、『IASBは、…（中略—著者）…全く新しい会計モデルを用いて世界の会計基準を再構築するという革命を起こそうとしてきた』（辻山 [2009] 26頁）と考えられ、実務に対する混乱が懸念される。

② 業績の変動性の観点から、上記①と密接に関連するが、IFRSがBSアプローチを採っており、かつ時価会計を強調するので、業績が変動し易くなるというprocyclicality（景気循環増幅効果）問題があること、すなわち時価会計とこれを基礎とする金融機関についての自己資本比率規制や発生損失に対する貸倒引当金に関する規制等は、景気循環（例えば、バブルや不況）を増幅し、その結果経済に悪影響を及ぼすという問題がある。そして、この問題は2008年の金融危機において実証された。さらに、この金融危機に伴う時価会計の一部停止は、金融商品に限定しても全面時価会計をベースとして会計基準は設定できないこと²⁵⁾を証明（斉藤（静） [2009] 18頁）していること

③ 原則主義の観点から、IFRSは、米国等でよく見られる「基準の逆読み」（鶯地 [2009] 31頁）の弊害を避けるために、細則主義（rules-based）ではなく、原則主義（principles-based）を採っているので、「米国基準に比べて詳細でなく、多くが解釈に委ねられている」（BADC [2009a] 19）。そこでは、詳細な処理は企業が監査法人などと協議しながら自主的に決定することとなり、各国の政治・経済・慣習等の違いから別の企業との間で異なった処理方法が取られる可能性が非常に高く、その意味で世界的な比較可能性を確保できないこと²⁶⁾。なお、この問題の解決策の一つとして、概念フレームワークを参照することが必要となるが、現在公表されている概念フレームワーク案は、ASBJなどから多くの

25) 「金融商品の無差別な公正価値評価は、いかに単純でも情報の有用性を低下させるだけでなく、危機対応の面でも社会規範としての堅牢さに問題がある」（斉藤（静） [2009] 21頁）。

26) なお、IFRSの原則主義とは、⑦例外がないこと、④基本原則、②矛盾がないこと、⑤概念フレームワークへ直結、④判断、⑥最小限の適用指針のことである（増田 [2009] 47頁）。また、原則主義による解釈の差異の解消のために、専門的な判断を行なう上での考え方や手順についてのガイダンス（マニュアル）を示す必要がある（BADC [2009c] 3頁）。

批判的なコメントが寄せられており、必ずしも満足の行くものとはなっていないのが現状である。なお、原則主義の問題の解決策の一つがIFRICI (国際財務報告解釈指針) であるが、「それは妥協と調整の産物であり、IFRSがこれから世界中の国で適用される過程において、このような妥協と調整が繰り返され一つの方向性が固まって行くとしたら、日本の国際競争力に不利となる会計の運用が決まってしまうリスクもある」(鶯地 [2009] 29頁)。

このように、IFRSを採用した場合の課題は、主に第1にIFRSが唯一の国際的な会計基準であるということの負の側面から派生するものであり、例えば、市場での会計基準の選択ができないこと、会計基準の質に疑問が残ること、日本の会計基準の経路依存性・商習慣・税法・会社法・中小企業等のことを考慮していないこと、使用言語が英語であることなど、第2に特定の基本思考を持つ唯一の会計基準としての特徴から派生するものであり、例えば、BSアプローチを採用し、公正価値を強調するために業績の変動性が高いこと、原則主義の採用など、第3にIFRSへの移行のためや教育訓練等のためのコストの問題などが挙げられる。

また、これらのほとんどは、基本的に、1) 会計基準を統一化することにより生じるディメリット・課題事項であるが、2)①の基本思考、②の業績の変動性及び③の原則主義については、現在のIFRS自身が持っている性格から生じるものである。

このように、たとえ我が国がIFRSを採用したとしても、これにより会計の問題がすべて解決するというではなく、日本の商習慣等が必ずしも考慮されず(実質的に)外成的に設定される(英語版)業績変動性の高い会計基準であるため、むしろこれまで経験したことのない様々な問題が生じることが予想される。

III むすび

以上のように、本稿では、会計基準のコンバージェンスとアドプシヨンの意義の明確化、EUと米国の国際的な会計戦略とこれらの国際的動向に対する我が国の対応とその場合のメリットと課題を検討してきた。この結果、EUの国際的な会計戦略はIFRSの採用実績を後ろ盾としたIFRSの米国市場無調整受入戦略やEU基準国際化戦略であり、現在は特に後者の方に力が注がれている。他方、米国の国際的な会計戦略は、米国基準アプローチからダブル・スタンダードによるコンバージェンス・アプローチへと展開し、現在アドプシヨンのアプローチに基づく国際基準ブランド戦略へ発展しようとしている。このような国際動向に対する我が国の対応は米国の出方次第であり、例えば、米国がアドプシヨンのアプローチを採用する場合には、我が国もアドプシヨンのアプローチを採用するであろう。そして、もし我が国がアドプシヨンのアプローチを採用した場合のメリットと課題について分析がなされてきた。

この分析の結果、従来においては、IFRSを巡り大きく日・米・欧で異なった会計戦略が展開されてきたが、最近では、3極が共にIFRSのアドプシヨンのアプローチで収斂しそうな状況になっている。ところが、同じアドプシヨンのアプローチであっても、各国のIASBにおける会計基準の設定に対する

影響度が異なり、また社会経済状況（たとえば、証券市場やGDPの規模の差異、政治的な発言力の差異、会計基準の経路依存性、商慣習の違い、会社法・税法、言語等）の違いにより同じ会計基準であっても社会経済に対して異なる影響を及ぼすことが考えられる。それゆえ、たとえ我が国がアドプション・アプローチを採用する場合でも、上述の課題が数多く存在するので、完全採用アプローチではなく、2重基準採用アプローチが望ましい。

〔参考文献一覧表〕

- 安藤英義 [2009] 「IFRS導入と会計制度の展望」『企業会計』第61巻第5号
- 伊藤久明 [2009] 「IFRSに対応した業務プロセスと経営管理体制の整備」『企業会計』第61巻第8号
- 岩崎勇 [2007] 「会計概念フレームワークの現状と問題点」『会計』第172巻第5号
- [2008] 「公正価値会計モデルと複式簿記—会計基準のコンバージェンスとの関連において—」『経済学研究』（九州大学経済学会）第75巻第1号
- [2009] 「会計基準のコンバージェンスと会計の新動向」『（年報）財務管理研究』第20号
- ASBJ [2007] プレス・リリース「プロジェクト計画表の公表について—東京合意を踏まえたコンバージェンスへの取組み—」
http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20071206.phf
- [2008] プレス・リリース「プロジェクト計画表の更新について」
http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20080919.pdf
- 鷲地隆継 [2009] 「原則主義への対応と解釈指針の役割」『企業会計』第61巻第3号
- 企業会計審議会(BADC) [2009a] 「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」及び同配布資料
- [2009b] 「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」及び同配布資料
- [2009c] 「中間報告(案)に対するコメント」
- 斉藤静樹 [2006] 「連続インタビュー 斉藤静樹会計基準委員会委員長に聞く」『企業会計』第58巻第6号
- [2009] 「会計基準グローバル化の展望と課題」『企業会計』第61巻第1号
- 斉藤惇 [2009] 「IFRS導入と証券市場」『企業会計』第61巻第5号
- 逆瀬重郎・市原順二・小堀一英 [2008] 「企業会計基準委員会の最近の活動状況」日本会計研究学会第67回大会ASBJセッション資料
- 末永英男 [2009] 「税務会計の現状と課題」日本会計研究学会九州部会第84回報告資料
- 杉本徳栄 [2008] 「IFRS受入れを巡る米国の対応」『企業会計』第60巻第4号
- [2009] 「米国内でのIFRS適用に向けた動き」『企業会計』第61巻第1号
- 高井大基 [2009] 「EUのIFRS採用と各国の対応」『企業会計』第61巻第1号
- 辻山映子 [2009] 「IFRS導入の制度的・理論的課題」『企業会計』第61巻第3号
- 鳥飼裕一 [2009] 「IFRSの概要と概念フレームワーク」日本公認会計士協会 春季全国研修会 資料

- 西川郁生・新井武広 [2009] 「ASBJの役割と中間報告（案）への対応」『企業会計』第61巻第5号
- 藤井秀樹 [2009] 「企業会計のグローバル化と制度分析の視点」『企業会計』第61巻第1号
- 藤沼亜起 [2009] 「我が国におけるIFRS採用をめぐる今までの対応と今後の課題…各国の動向も含めて」『会計・監査ジャーナル』第21巻第4号
- 古川康信 [2009] 「IFRS導入の実務上の課題とメリット」『企業会計』第61巻第8号
- 日本公認会計士協会 [2008] 「欧州視察報告」『会計・監査ジャーナル』第20巻第11号
- 増田宏一 [2009] 「IFRSの受入れと監査」『企業会計』第61巻第5号
- 三井秀範 [2009] 「企業会計審議会企画調整部会の中間報告（案）の公表」『企業会計』第61巻第5号
- 弥永真生 [2009] 「IFRSと会社法」『企業会計』第61巻第5号
- 山田辰己 [2009] 「会計基準の国際的統一の意義と課題」『企業会計』第61巻第8号
- EU [2002] *Financial Reporting: Commission welcomes Parliament's support for modernized accounting rules.*
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/03/47&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
- EU [2008] *Official Journal of the European Union*, L 340 19.12.2008
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32008D0961:EN:NOT>
- IASB [2009a] “Global financial crisis.” *IASB UPDATE*, May.
- [2009b] Who we are and What we do.
<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/95C54002-7796-4E23-A327-28D23D2F55EA/0/April09Whoweareandwhatweddo.pdf>
- SEC [2007a] *Transcript of Roundtable on IFRS in the U.S. Markets*, December 13 2007.
<http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsroad121307-transcript.txt>
- [2007b] *Transcript of Roundtable on Practical Issues Surrounding the Use of IFRS in the US in Recent Years, and Its potential Expanded Use in Future Years*, December 17 2007.
<http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsround121707-transcript.pdf>
- [2008] *Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. issuers.* <http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>

〔九州大学大学院経済学研究院 教授〕